

國學院大學學術情報リポジトリ

ジョレースの「新しい軍隊L' Armée nouvelle」と1913年の3年兵役法（3）

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 国学院大学法学会 公開日: 2024-10-31 キーワード (Ja): ジャン・ジョレース キーワード (En): 作成者: 横山, 謙一 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/0002000981

ジョレースの「新しい軍隊 *L'Armée nouvelle*」と1913年の3年兵役法(3・完)

横 山 謙 一

第5章 3年兵役法をめぐる代議院での論争と『新しい軍隊』

はじめに 『新しい軍隊』の構想までのジョレースの軌跡

1887年3月26日付けの「ラ・デペッシュ」紙に掲載した「士官学校」と題する記事と1895年3月7日の代議院の発言によってジョレースが『新しい軍隊』のかなり以前から軍隊の民主的改革について強い関心を抱いていたことを知ることが出来たが、その後にドレーフェス事件に深く関わってその信念を強くした。そして何よりも先ず、彼は代議院に具体的で詳細な軍隊の改革案を提案しようとして、その案を練り上げるために多くの労力を傾注したことはこれまで見てきたとおりである。この過程でジェラルドなどの社会主義者や同調者の若い将校からの序言や協力があったことは、第3章第3節で明らかにした。それでは軍隊改革案の内容についてどのような助言があったのか。

ロセル ROSSEL 少佐の名の下に、「ユマニテ」紙に、特に1907年-1909年の間に多くの記事を掲載しているが、それらの記事で現代の軍隊は国民の延

長線上になければならず、近代的価値に、そして同時代に大衆の時代に適合するものでなければならない、すなわち市民的権利を軍隊でも認めるべきであって、兵士に選挙権を与え、軍事法廷を廃止して、理念の統一の指揮権の統一と軍事技術の統一を実現しなければならないと言う。

(187)
ロセル少佐の署名がある1907年11月17日の「ドイツ軍 *L'Armée allemande*」と題する記事では、フランス軍はドイツ軍の制度の模倣に陥らないで、フランスの精神にもとづく国民的で共和主義的軍隊を作らなければならないとして、そのためには3つの統一が必要であると説いて次のように主張する。

「それでは国民の軍隊の強さはどこに存在するのか？ なによりもモラルの統一に存在する。そして第1に理想の統一に存在する。戦争行為とその本質的動機について、国民と軍隊が完全に協調していることに存在する。この理想の統一は素晴らしい戦争機構の原動力となる原則を作り出す。この理想の統一のみが勝利を生み出す。」「理想の統一の次には指揮権の統一である。位階秩序(ハイアラーキー)のあらゆるレベルで、指揮権は国民の理想を体現しなければならない。指揮権は未だ神秘的な諸国民のもとにある大衆の本能から、諸国民の自由な理性である普通選挙権から生命力を吹き込まれる必要がある。指揮権が国民から切り離されれば機構は機能不全になり、最初の危機で崩壊する。最後に技術的統一である。技術的統一は、戦争機構がそれに従って行動する科学的で合理的な方法の総体である。その統一は最高の成果を生み出すために、常に完成に向かう原則に生命を吹き込まれる。その統一は科学的であるしかなく、ドグマや過去の伝統に決して陥ってはならない。」

ロセルはこの記事で、国民の軍隊が基本原則とするべきは理性的で自由な合理的科学的精神であることを強調している。

(187) «L'Armée allemande». *l'Humanité*, le 17 novembre 1907. p. 1

1908年2月24日付け「ユマニテ」紙の「武装した国民 *La Nation armée*」と題する記事で国民の軍隊に絶対不可欠の原則を4つ挙げている。第1に青少年の身体教育すなわち体育でありこれによって教師と士官の団結が生まれ、また国民-兵士という意識が作られる、第2に厳密に限定された短期間の集団的軍事教育であり、第3は市町村で中隊、小郡（カントン）で大隊、県で師団というような地域別の徴兵制度を実施するべきであり、第4に現役軍と予備役の区別の廃止である。これらの原則は予備役と地域ごとの徴兵制の重視をのぞけば、『新しい軍隊』執筆以前にはジョレースの軍隊改革の理念と原則には入っていなかったものであり、「ロセル・グループ」の影響を受けたことが判然とする。

ところでジョレースが議会で自分の軍隊改革案を提案する場合、限られた時間内で説明するためには『新しい軍隊』で書き記した様な極めて長大で詳細な説明は不可能であり、強調すべき点に焦点を絞って議員たちに訴えなければならぬし、論敵たちばかりではなく仲間のフランス社会党 SFIO の代議院などでの異論と反論を、そして修正案の提出を予想しなければならなかった。1912年12月9日の代議院での法案説明はまさにジョレース改革案の鼎の軽重を問われる場となった。

第1節 1912年12月9日の代議院での審議

1912年12月9日の代議院の審議では「歩兵の幹部と人員総数の設置に関する法案」の審議が行われた際に、ジョレースがこの法案に対する対案を提出して審議が行われた。この対案こそ、ジョレースが『新しい軍隊』の執筆で練り上げた彼の軍隊改革構想であった。彼はこの日の代議院での審議で、彼の軍隊改革案を対案として提案して、対案を説明して意見を求めた。まさに彼の構想の真価が問われることになったのである。

(188) «La Nation armée» *l'Humanité*, le 24 février 1908, p. 1

(189) *Journal officiel de la République française. Débats parlementaires. Chambre des Députés*, le 9 décembre 1912, pp. 3039-3048

彼はこの演説で言う。「長い研究の後で代議院に総体的案を、軍隊の再編についての体系的プランを提案しながらも、もし代議院がこの法案を討議の基礎として採用されれば、真剣な修正を行うことをしなくともこの法案が討議を終えて成立すると思うほどナイーヴな思いこみを抱いてはおりません。このテーマは非常にデリケートで複雑なので、今日は多分この仮説は立証できないにしても、やがてことの成り行きで必ず実現するでしょう。たとえ議会がこの法案の主要な原則を採択したとしても、私の友人の社会主義者と我がいつもの反対論者の重大な修正案が提出されるでしょう。私が先ず第一に望むのは、民兵と呼ばれる理念が数世紀前から極めて様々な概念に使われてきたこの言葉を不十分なりに20世紀のフランスで正確で適宜な確定的定義を示すことであります。私は国民防衛の本当に民衆的な再編が極めて強固な形で民主政治の要請と社会運動の法則と現代の大戦争の技術的必要性に同時に応えて制度化できることを証明したいのであります（極左議員席でトレビアン、トレビアンの声）。あなた方に提出される法案は誤謬にみちた時代遅れの危険な現役と予備役の区別を廃止します⁽¹⁹⁰⁾」と前置きして内容の説明に入る。

我が国の健全なすべての青年を20歳から25歳までの250万人の年齢別兵役クラスを一つの組織された集団として徴兵する。青少年に準備の身体教育を行うのであるから、長すぎる不毛な入営の軍隊ではなく、6か月間の軍事教育で十分である。地域単位で現地において軍隊生活と市民生活が入り交じる場で徴兵を行えば、民主主義的な環境で真の国民防衛の兵士を作り上げることが出来る。

この軍隊には信頼に足る幹部、指揮官がおり、平和時には士官から構成される幹部は兵士を教育して、戦時には指揮を行う。幹部士官の3分の1は専門職の職業的士官から構成され、彼らは特別の閉鎖的な士官学校ではなく、大学の軍事学科で軍事技術と総合教養の教育を受け他の専門職の道に進む青年と接触を持つ。3分の2の士官は市民生活にとどまるが、段階的教育

(190) «Pour l'armée nouvelle» *Chambre des députés, séance du 9 décembre 1912*. cité par *Œuvre de Jean Jaurès ; tome 13, L'Armée nouvelle. op. cit.*, p. 515

による真摯な準備を経て階級から次の階級へと昇進する。職業的士官は最初の高度な教育をうけて、最終的には最高レベル組織の指揮権を持つ。しかし高いレベルへの昇進の途の一部は民間の士官にも確保し、職業的士官が導入と教育と養成の役割を果たす。職業的士官も民衆的民主的精神の浸透を受け、その環境の中で養成される。

昇進は今日のように官僚制と寡頭制によって恣意的に行われるのではなく、単位ごとにおかれる委員会で、上級単位の長と各階級の士官と当該単位の市民 - 兵士全員の選挙によって選ばれる連隊錬成委員会の代表がそれぞれ出席する委員会で決められる。ゆえにすべての幹部の昇進には、科学と位階秩序（ハイアラーキー）と民主政治が問題とされる。国民と共に国民の中から徴募されるこの軍隊の唯一の機能と目的は、国際法の規則を遵守し最初に確実に完全な仲裁をもとめる申し出によって保障された国民の防衛である。以上が、ジョレースが議会で提案するために要約した軍隊改革案であった。そしてこれは単なるプロパガンダではないことを強調した。

続いてジョレースは青少年に対する入営の準備のための体育教育の重要性を強調して次のように発言した。

「そうです。皆様方、青少年にたいするこの事前教育は、初期教育は、私の民兵制度プログラムの主要な部分であり、この教育は私が言う兵営精神をもたらさない点で、いわゆる軍事訓練の機械的な一種のしつけに、子供じみた予想されるものにしてしまわない点で、我が国と我が軍隊に第一級の利点をもたらします⁽¹⁹¹⁾」。

メシミ議員（前陸軍大臣）は「すばらしい（トレビアン）」と言葉をはさんだ。

ジョレースは続けて発言する。

(191) *Ibid.*, p. 519

「若い世代に自由に元気と柔軟さと身体的効用を与える点でもそうであり
ます」。

そしてジョレースは主張する。

「体育はその応用と様式において私が分析体育と行動体育とよぶものを
同時に実現する点で多様であります。いわば各臓器を働かせ、特に呼吸器
の強化を増進しようとする各人の肉体に応用されて、体育では各個人の遺
伝的欠陥と初期の肉体的ゆがみを回復させる必要があります。初期の身体
教育が士官と運動専門家と小学校教員と医師によって監督され、指導され
るならば、うまく成し遂げられますし、若い世代の身体発達の日常的監督
と家庭の衛生と社会的衛生の刷新のための資料が作製されます」⁽¹⁹²⁾。

このようにジョレースは発言して実例として古代ギリシアを挙げ、多様な
体育学の実例としてヒポクラテスの医学的体育とりハビリテーションの体育
を挙げ、青少年の予備的身体訓練の必要性について熱を込めて主張した。

ジョレースは、絶対的な犠牲を求める祖国は精神的な統一を必要としなが
らも人間の生存のための最低限の生活条件を保障しなければならないのに、
工業の発達によって階級対立が激化していることを指摘する。「不幸な者た
ちは祖国を持たない」と言ったサン＝ジュストの言葉と、「不幸な者たちは
祖国しか持たない」と言ったブランキの言葉を引用して、その「不幸な者た
ち」である数百万のプロレタリアは危機と死に瀕しているとして、パリの貧
困地域の死亡率と富裕地域の死亡率を対比させ、さらに貧困地域の乳児死亡
率の高さを提示し、貧困を数量的に証明して問題にする。

続けて彼はフランス政府が紛争時に国際的調停を求めることを要求した。
調停を相手国が拒否した場合には侵略者がいずれの側かを明らかに出来る

(192) *Ibid.*, p. 519

し、その場合にフランスが民兵制度を採用していれば国民に根を下ろした数百万の市民が国民の独立のために立ち上がるのに対して、好戦的な相手国は恐ろしい責任を取らされることに怯むであろうし、この制度に対抗するためにドイツ帝国は軍隊を国民に依拠するようになって、民主的な軍隊がドイツに出来ると彼は言う。

さらにドイツ軍は現役軍の数でも予備役を合わせてもフランス軍の員数を上回っており、100万の兵士を有するドイツの現役軍に対してフランスの戦列軍すなわち現役軍は85万人から88万の兵士しかなく、戦時には緒戦での突如のドイツ軍の攻撃の際にはドイツ軍は併せて130万を動員しているのに対して、予備役軍を編入するのに間に合わないフランス軍は90万人しか有せず、この不足分を埋め合わせるためには、予備役を活用しなければフランスは決定的な危機に陥ると主張する。実際にはフランス軍は20歳から35歳までの現役と予備役と郷土防衛隊をあわせて230万の兵士を徴兵しているのに、東部地方の国境地帯を防衛する掩護部隊は入営している現役軍だけでドイツ軍には対抗できず、崩壊に瀕すると警告する。そしてジョレースは言う。

「自軍の兵力がありあまっていることを前にして、それを使おうとする誘惑がドイツ軍に生まれます。その誘惑は自らにこう言います。自軍の連隊には705,000人の兵士がいるのだから、705,000人が結集して入営しているのだから、優越した行動部隊を持っているのだから、動員時には我が方の兵營の100万に達するのだから、70万の軍隊に我が方の30万の予備役軍を、我が方のたった一年同年度兵クラスを追加すればよいのだと。我が方には連隊の熱気に押されてほとんど現役兵の延長と言って良い、兵營のやり方が身に付いている一同年度兵クラス、二同年度兵クラスがいます。そうだ、若い予備役兵で40万人の部隊をつくりましょう。これら40万人を断固として最前線軍にしましょう。それらの最前線軍はほとんど同時ではなく、完全に同時に出征するで⁽¹⁹³⁾しょう」。

その証拠としてドイツ軍最高の戦略家の一人ファルケンハウゼン FALKENHAUSEN 将軍が自分の著書で決定的な突撃戦では100万の現役軍と25万の予備軍を投入することを構想していると言っていることを挙げ、最初の突撃戦では130万人のドイツ軍に対して、不意をつかれるフランス軍は予備役軍の支援が間に合わずに90万の兵士で迎え撃つしかなくなると、そして最低でも同数の軍を配備しなければ危機に瀕すると言っている、現在のフランス軍の緊急な再編を提唱して次のように発言した。

「あなた方 (ジョレースは政府に対して言っている——筆者注) の現行制度は無力であります。その軍事力は減退しており、一方これに対応するドイツの制度は増大しています。しかし制度を変え、2年間の兵営での教育と防衛の結果を変え、青年のために準備を行い、20歳から35歳までの230万人の兵士を兵士と友好的な関係にあるエリートの部隊の長によって強力に建設された国土の単位の部隊に再編し、部隊の長が行う迅速な動員の制度と能力に依拠してさえすれば、ドイツの現在の軍事力と拮抗する状態になるのです (極左からトレビアン、⁽¹⁹⁴⁾トレビアンの声)」。

しかし国境での掩護部隊の問題を、政府は軍部が研究しているとのみ回答していて十分な認識がないことをジョレースは問題して彼は言う。

「ひたすらその事を深く考えましょう。我が国の安全が掩護部隊を構成するために東部で入営した現役軍の兵士の数量にかかっているとすれば、我が国の安全はドイツがどのように戦術を変更するかにかかってきます。ドイツが年ごとの徴集兵を強化して剰余の現役軍の一部を不意の襲撃のために、あなた方の部隊結集を妨げるために、掩護部隊を2倍化3倍化しようとするればドイツには可能です。あなた方は東部地方の駐屯地に実際に現

(193) *Ibid.*, p. 539

(194) *Ibid.*, p. 541

役兵の人員の全部かほとんど全部を掩護部隊の数量として集めてこれに対応しなければなりません、あなた方は予備役を編入するための兵士の連隊の枠組みを全国に有していません。その結果あなた方の軍隊制度は崩壊します。(極左からトレビアン、トレビアンの声) 皆様方、だから私は自分に問いかけます。私が気付いた危険をあなた方に強く言いたいのです(話せ、話せの声)。まったく率直な形でそうします。人は目にした時目には遅くならないうちに手直しして予防するためにそのことを言った方がよいのです⁽¹⁹⁵⁾」。

「さて皆様方、いかなる過ちでいかなる型にはまった精神で、あるいはいかなる国民への不信から東部地方の住民に対して東部地方の健全な青年に20歳から35歳までの若者に、あなた方は彼ら自身を掩護部隊になる責務を任せようとしませんかと私は言います。あなた方はためらい、問題を持ち出し、自問して、陸軍省は東部地方に掩護部隊としてさえ予備役を使えないのではと考えあぐねています。現在の時点でそれをまったく使っていないかほとんど使っていないのをあなた方は知っております。兵営の兵士、いわゆる純粋に現役の兵士が最初の予備役が合流するのを待たないでただちに出征する第1段階があり、最後の同年次兵クラスについて言えば、この掩護部隊をこの国境地帯に集められた防衛部隊を増強する代わりにこの最後の同年次兵クラスは国の内部に後退します(極左からトレビアン、トレビアンの声)」。

「ところで陸軍省ではこの制度変革は適当なものか自問し、これはこの国の慣習をあまりに覆してしまうから危険であると結論しました。しかし皆様方、防衛戦争という条件のもとで行うのです。侵略戦争は不正義の戦争で仲裁と講和を提案し、この提案にもかかわらず攻撃を受ければ戦争のために全力を使います(極左からトレビアン、トレビアンの声)」。

「それゆえ民兵制度のなかで少年時代から自分の故郷で訓練を受け、郷

(195) *Ibid.*, pp. 541-542

土を道路も小道も知っていて6か月間の新兵教育を受け、定期的に招集され、上官が指定した結集点に行くことが出来る東部地方の兵士で掩護部隊を設置し、あなた方の掩護部隊が現在作ることが出来ないずっと分厚いずっと突破が困難な障壁を作ることに反対するのは、偏見に満ちた型にはまった理由の反対でしかあり得ません。こうしてあなた方は全部の軍事力を全部の予備役を結集できます。もしあなた方がこれを出来ないとしたならば真っ向から挑戦し——この慫慂な挑戦をお許しください——これ以上数年間今の体制を維持できないと決めつけます。私があなた方に注目を促した増大する危険にあなた方の体制が対応できないばかりか、あなた方が把握している当面のいかなる困難にも対応できないからです。あなた方の体制は兵力の問題にも士官幹部の問題にも対応できません⁽¹⁹⁶⁾。

以上のように主張して、時のレイモン・ポワンカレ政権の軍事政策が破綻していると宣告した。

結局ジョレースの対案は反対478票対賛成88票、棄権10票の圧倒的多数の反対票で否決された。賛成票を投じた議員はフランス社会党 SFIO の議員団に加えて、22名の独立社会主義者と急進党の左翼が賛成票を投じた。その中には第1次世界大戦末期に首相を務めた独立社会主義派のポール・パンルヴェ Paul PAINLEVÉ もいた。

第2節 三年兵役法反対運動とプレ-サン-ジェルヴェ大集会でのジョレースの演説

「3年兵役法」反対運動の頂点を極めたのは、1913年5月25日のパリ・コミューンが壊滅した記念日にパリ郊外のプレ-サン-ジェルヴェ Pré-Saint-Gervais のシャポールージュの丘 butte du Chapeau-Rouge で開催した15万人の大集会である。彼は集会参加者に熱狂的な歓呼を受けて演壇に立ち、

(196) *Ibid.*, pp. 542-543

演説を始める。

「あなた方全員に一度期に話すことを求められてもむだであります。あなた方が示すデモンストレーションの集団的力に匹敵する人間の言葉はありません。こうして私たちは固い決意をもってしかも穏やかに再会できて、私たちは権力に巨大で組織された勢力が挑んでいると示すでしょう。私たちすべては服従した軍隊でも一時の感情に駆られた苛立った群衆ではなく、自らを律することが出来る大勢の民衆であります。自分を律するねばり強いこの大勢力は怖れることなく迷うことなく最後まで闘い勝利まで闘います。パリの民衆は自分の権利を確保し、大いに賢明にそれを行使しました。パリ民衆の仲違いに賭ける『無政府状態の亡霊によって』、3年法をのぞまない共和主義者たちにテロルを準備していた反動派の醜悪な希望を打ち砕きました。この日からセーヌ県のプロレタリアートは、社会党と共和政的民主政治を力として加えました。何が何でもそれを見たいと思わない人々に気の毒なことであります！(拍手喝采) 参謀本部が動員時にこの保障を与えてくれるならば、フランスは危機に瀕することはありません⁽¹⁹⁷⁾」。

群衆は「フランス万歳！」と叫ぶ。

「しかし今日の素晴らしい光景を前にして私たちの心が喜びで満たされているにもかかわらず、もしコミューンの歴史的死者たちが眠っているそこから私たちが言っていることを聞いていないならば、私は魂に悲しみを抱くでしょう」。

群衆「コミューン万歳！」。ジョレースは続ける。

「彼らは権力の喜びのための徒勞の榮譽を準備するために闘ったのではなく、正義の未来を準備するために闘ったのです。彼らの確信と熱情は模範となります。なぜならばこの確信と熱情は私たちの力となっており、新しい世代の力となるでしょう。希望と確信の松明をヴァイアンがかつて議

(197) *l'Humanité*, le 25 mai 1913, p. 1

会で呼び起こしました。あなた方は数の上で少数派でなかった我々が、精神的多数派として出現したのを知っていますか？ それは我々が、フランスのために、殺戮の戦場に連れて行く手を出来ないように闘うこと、共和国のために、隠れた邪悪な敵あるいは公然とした敵が息の根を止めようと求めているのと闘うことこそがそうしてくれるのです！ そしてなぜ彼らは私たちを憎んでいるかを知っていますか？ われわれは彼らの知性がなきに等しいと明かしたからなのです。私たちは社会党に対峙して傲慢で脆弱な、そして横柄で機能不全の政府がパールーラシェーズ（パリ・コミューン参加者を虐殺したパリの墓地——筆者注）を振り向いて『打ち倒す』と言い、プレ－サン－ジェルヴェに向かっては『許す』と宣言しました。彼らは自分の法にさえ信頼をおいていないのです」。

叫びと拍手が強まる。

「ポワンカレ氏は選択しなければなりません。今日と明日の彼と彼の政府はいよいよはまりこんだ沼からはい出さなければなりません。道に迷った旅人が清らかな泉に戻るように、彼らは民衆のもとに戻らなければなりません。さもなければ、はっきりとした反動へと行き着かなければなりません。しかし私は共和国を絞め殺そうとする巨人が誰かを見極めます。政府と支持者は軍事問題のわき起こったデモンストレーションに憤っています。ところで2か月前に兵士の書簡の抜粋を出版しました。彼らは『では火山の噴火があったのだろうか？ なんだ！ 彼らは煙を見ていないのか？』と言っています」。(笑い)。

「彼らは社会党と労働総同盟 CGT の陰謀が企てられたとまだ言っています。まるで社会党員と労組員が夜中に兵士の大部屋に忍び込んで、彼らに反対する手段を持たない兵士たちに『抗議しよう！』と言ったかのようです。まるで頭に2組の目が付いているかのように当て推量する政府なのでしょう？ いいえ間違っています。陰謀など必要ありません。兵士は時間の価値を知っています。彼らは労働の価値を知っているからです。さらに家族を助け年老いた母親の生活費を支払い、家庭を支えるために除隊

を心待ちに待っている労働者の兵士の希望について語らなければなりません。そして突然『あなた方はもう一年兵舎に残らなければなりません』と言われた時の失望はいかばかりでありましょう。

群衆の激しい反応。

「連隊での 3 年目の無益さを知っている農民は『私は 3 年目が必要ではなく毎年 1 年が必要な農地をあそこに持っているのに』と独り言を言います。彼は痛手を負わせる決定に対して立ち上がっています」。猛烈な拍手。

「どうやら彼らは労働総同盟と社会党を解散させよう望んでいるようです。反動的新聞は、もし政府が私を逮捕しないなら政府は意気地なしだと糾弾しています。まだプロレタリアートの中に無自覚な人や私たちの行動を理解しない屈服した人がいるならば、彼らに人はこう言うでしょう。『あなたを守っているのは社会主義者と労働組合員である』と。大臣諸君⁽¹⁹⁸⁾ありがとう」。

最後にジョレースはコムニオンに殉じた人々への讃辞で歴史に残る演説を締めくくった。

「今日の大聴衆の不満の声が私たちに届く時に、私たちは確信を抱いて明日闘いを再開します。私はこの蒼天を通してあなた方の名前でコムニオンの不滅の死者に共通の讃辞をもう一度送りたいと望みます⁽¹⁹⁹⁾」。

沢山の聴衆は「コムニオン万歳！ ジョレース万歳！」と叫んだ。

ここでの多くの人の心に刻まれた集会のシーンは、アラゴンの「お屋敷町 *Les Beaux Quartiers*」やアンドレ・ブルトンの詩的随想「アルカナ (秘術) 17 *Arcane 17*」などの文学作品に文学として昇華されて残されている。

(198) *Ibid.*, p. 1

(199) *Ibid.*, p. 1

第3節 1913年6月17-18日の代議院での審議

1913年のフランス国内政治について重視しなければならないのは次のような時代状況である。ドレーフェス事件によって国内に引き起こされた内乱す前に至った左右の政治勢力の激しい対立を收拾するために、穏健共和派左派と急進党、社会主義勢力によるヴァルデクールソー「共和政防衛内閣」が樹立され、これを引き継いだコンブ内閣によって急進党を主体とし右派社会党PSFが支えた「左翼ブロック」がフランス政治を領導した時代に至った。しかしクレマンソー内閣と統一社会党SFIOとが労働問題をめぐって対立を深めて「左翼ブロック」が崩壊して、クレマンソーの政治の後に元社会党のブリアン首相による和解の政治が試みられた頃からフランス政治の右傾化が始まり、カイヨー政権のもとでのアガディール事件の衝撃で独仏間の戦争が現実味を帯びた。

1913年は政治的転換の年となって、第1次世界大戦前夜のフランス政治の右傾化とナショナリストの復活はポワンカレの大統領当選以来本格化する。急進党は次第に影響力を失って、ナショナリストや右派勢力に支持されたポワンカレの大統領当選を阻止できなかつた。⁽²⁰⁰⁾

陸軍中枢ではすでにジョッフルが1911年7月28日に陸軍参謀総長に就任してから、前任のミシェル参謀総長の防衛を基本とする第VIプランから攻撃を主体とする第VIIプランに変更して、この作戦の兵員不足を補うために3年兵役法による兵員の増員を計画したという背景もあつた。⁽²⁰¹⁾

6月17日の代議院では政府と軍委員会が提案する現役軍兵役期間に関する1905年3月21日法修正案と、エドゥアール・ヴァイアンが提出したフランス社会党SFIOの対案の審議から始められた。対案の第1条は「国民の総武装が組織される。常備軍は廃止される。国民の総武装と常備軍の廃止は3年の

(200) BAAL, Gérard ; «Les débats de 1913 sur la loi de trois ans». "Cahier Jaurès n°3, «Jaurès et la défense nationale». op. cit., pp. 99-100.

(201) *Ibid.*, p.102

猶予において直ちに常備軍のスイス連邦軍に類似しそのモデルに従って国民民兵への転換が開始され、実施される。この転換はいかなる時期においても現在の防衛力を減少させないように推進され、民兵制度は国民の兵力全体を再編して実施に移すことで出来るだけ早く増大されて最大限にいたらせる⁽²⁰²⁾と明記していた。

ヴァイアンはフランス社会党 SFIO が平和をのぞんでおり、そのためには仲裁制度を機能させて、すべての政府による相互的で同時の軍備の制限と段階的軍縮をフランスが提案するべきで、現在の危機を終わらせるためにフランスとドイツの和解が求められており、平和と人類の進歩のためにフランス・ドイツ・イギリスの同盟が必要であるが、フランスはロシア帝国主義に奉仕しており、3年兵役法もこの同盟によって求められていると断罪した。その後で1874年法によって正規に制度化され、1907年法で修正されたスイスですでに実施されている民兵制度を推奨して、詳しくその制度を紹介した。さらにフランス独自の改革として青少年の身体教育と体育の実施によって、またフランス革命当時に行われていた士官の選挙制度によって民兵制度の改良を目指すとは彼は主張する。ヴァイアンの民兵制度構想はジョレースのそれとは類似点が多いのであるが、「全人民の武装」（この言葉をジョレースは「武装した国民」と呼んでいる）を提唱している点で、また軍縮の必要性などを強調している点ですこしニュアンスを異にしている。第1回審議ではヴァイアン対案は否決された。一方、この日の第2回審議でジョレース案の構想が明らかにされる。この時ジョレースが提案した対案は『新しい軍隊』で提示した18条ではなく、より現実的な案に修正されていた。

第1条では「1914年10月から現役兵役は18か月とされ、兵役を終えた同年次兵役クラスは除隊となる」と定めて兵役期間は彼の本来の案である6か月ではなく18か月とされている。漸進的に彼本来の案に削減するというので、ジョレースらしく慎重に現実的な案を示したのであった。

(202) *Journal officiel de la République française. Débats parlementaires. Chambre des Députés.* le 18 juir 1913. p. 1973

3年兵役法が代議院で可決される1913年7月16日をほぼ1か月後に控えた6月17-18日に、ジョレースは彼の生涯で最高で最良の演説と呼ばれる演説を行う。

「皆様方、委員会と政府がのぞもうとのぞむまいと議会に提出された法案は兵営での兵役期間を増やして、あらゆる視点から見て、財政的視点から軍事的視点から社会的視点から見て共和国が要求する一大軍事改革を、青年の準備と身体的教育を予備役の教育と訓練と幹部養成を、そしてこれによってこそ変動する軍事制度に将来の途をあたえる確固とした計画をしりぞけて、必然的に過去の形態へと職業軍人の軍隊の古びた形へと追いやるとしてあります (極左からトレビアン、トレビアンの声)。この法案に対して今を当面の拠り所として、出発点として、2年兵役法の漸進的に過去の部分を減らし未来の萌芽とする一連の条項を対案として提示します。この法案は、実際にはフランス軍のために青年の教育と予備役の組織化が発展するに従って入営期間を慎重に漸進的に減少させることを定めています⁽²⁰³⁾」。

こう前置きして、3年兵役法に単に反対するのではなく、より良く国民防衛を行うことが出来る軍隊を創出するための対案を提示する立場にジョレースは立っている立場を明確にした。

そして「私の法案は、皆様方、フランスの防衛力を増強させるものです。フランスが理想と社会的人間的行動を高く掲げることを私が望むからには、いっそのことフランスの軍事力を完全な安全保障と完全な独立の理想にフランスが役立たせるように私は望みます⁽²⁰⁴⁾」と述べて彼の法案がフランスの安

(203) JAURÈS, Jean ; *Jean Jaurès et la défense nationale : discours sur la loi de 3 ans prononcé à la Chambre des Députés par Jean Jaurès les 17 et 18 juin 1913* (2e édition). Paris. Humanité. 1917. pp. 5-6

(204) *Ibid.*, p. 6

全保障と国民防衛にとってより良い案であり、フランス単独でも国民防衛が出来る案を提案したと自負する。そしてドイツの社会主義者の努力が評価に値するとしても、彼らはドイツ帝国に抵抗するのは極めてむづかしいので、彼らに頼らないで国民の独立を守る制度を確立すると断言する。

そして彼はフランスが軍事同盟を結ぶロシアの真意について疑問を投げかける。特に彼は1910年10月のポツダム合意によってペルシアに対するフリーハンドを認められたロシアが、大部分の兵力をロシア領ポーランドから引き揚げて数百キロメートル後退したことを問題にする。このロシア軍の移動によって5、6週間独仏国境にロシア軍が駆けつけるのが遅くなって、決定的なドイツの不意をついた急襲が予想される緒戦のこの時期にフランスは単独で国境を防衛しなければならなくなると警告する。ロシアは3年兵役法によるフランスの現役軍の増員を当てにして、ロシアのドイツへの直接の攻撃を優先させて、その間フランスにドイツからの攻撃に耐えさせようとしているのではないかと疑問を抱く。しかしあくまでフランスは独力で国民防衛を行わなければならないとして次のように主張する。

「2年兵役法の中にある未来の萌芽を、この法が含んでいる人民の未来の萌芽を発展させることで、フランスの防衛力を最大限にさせることを私たちはあなた方に求めているのです。2年兵役法を退けて職業的軍隊の方向に向かわせる試みこそフランスにとって命取りの危険であると私たちは非難します⁽²⁰⁵⁾ (極左から拍手喝采)」。

そして次のように1905年法による2年兵役制度の意義を述べ、さらにドイツの軍備増強を予見できなかったことを批判した。

「私たちは1905年法に賛成投票を投じました。ある者たちにとっては決

(205) *Ibid.*, p. 22

定的な制度として、他の者たちすなわち我が友人と私にとってはさらに再編を民衆的にするための一段階として必要な動きとして。しかし賛成投票をした全員、すべての共和主義者、すべてのフランス人にとって軍隊をより均質でより平等でより強くするために賛成したのです (1905年法によって籤引きと特例的兵役免除はなくなった——筆者注) (極左から拍手喝采)。こうしてあなた方が1905年法を放棄したのは同じ安全保障の環境ではなくなったからであると言いますが、1905年にあなた方が行った国民的成果を間違えたと言ひ繕おうとしているのだと言う権利があります (極左と左翼のいくつかの議席から拍手喝采)。そうです。ドイツは軍備を増強しました。そしてあなた方はこの新しい事実についての話で詭弁だと言った先ほどの時点で抗議しました。しかし立法者にとって予見できなかつた、予見しなかつた新しい事実はあつてはならないのです⁽²⁰⁶⁾」

そして具体的な事例を挙げる。

「幹部についての法をここで私たちが審議した時に、私はこの論壇から数か月後にあなた方はもはや70万や80万や90万ではなく、近いうちの予備役を追加した少なくとも120万の兵士に直面しなければならなくなる証拠を挙げました。だからそれは予見できた事実、あり得た事実であります。砲兵の幹部について、騎兵の幹部について、歩兵の幹部について、あなた方が議会の論壇にやって来て未来についての見解を近い将来の再編計画であるばかりか国民の努力の帰結である再編計画を述べるたびに、まったく先を見通せず人々に対して重大な罪を犯したのです。もしあなた方がドイツの総兵力の増員の可能性を計算に入れていなかったとしたならば、まったく先を見通せず人々に対して重大な罪を犯したのです (極左と左翼のいくつかの議席から拍手喝采)⁽²⁰⁷⁾」。

(206) *Ibid.*, p. 24

(207) *Ibid.*, p. 26

そしてジョレースは兵役期間を 3 年に延長するのではなく、予備役の活用によってドイツ軍の増員に対して対抗するべきであるとの持論を主張する。その実例を第 1 次バルカン戦争でブルガリア軍がおこなった予備役兵の投入の例を挙げる。これはジョレース自身ではなく、友人のジェラルド大尉が現地におもむいて目撃した事実であった。「ところでドイツ軍の総兵力の増強という仮説が実際に証明されたので、あなた方の義務は視界の狭い遮眼革をつけた馬のように、障害物にあるいは道中の突然の事故で驚くのではなく、3 年兵役法の溝に突然身を投じるのではなく、この仮説の視点からあなた方自身が公布した救済の処方⁽²⁰⁸⁾の実現を発展させ、急ぐことなのです (極左と左翼のいくつかの議席から拍手喝采)」とのべて、ドイツのやり方を模倣してドイツと兵力増強を競争しても勝ち目はないのであるから、フランスは独自の民主政治の伝統にもとづいた改革を行うべきであると、彼の主張する「武装した国民」で国民防衛を行うべきであると言ひ、次に独仏国境における掩護部隊の役割を重視し、陸軍参謀本部の理解が不十分であるとして掩護部隊についての彼の解釈を述べる。

「掩護部隊は何を目的にするのでしょうか？ 第 1 に本質的に起源からして掩護部隊は侵略の部隊ではなく侵入への不意をつく反撃の部隊であります。10万、11万、12万5,000の兵士が最初の攻撃の合図からかなり広範に国境線に等間隔に並べられた予備役兵を待たずに敵の領土の周縁部の急襲⁽²⁰⁹⁾を実行するか、不意をついた侵入に対して自国領の周縁部を掩護するかを目的とします」。

この場合敵の領土に闖入するのはドイツ軍の掩護部隊で、自国の領土を防衛するのがフランス軍の掩護部隊であることを想定している。「その意味で12万人か12万5,000人のドイツ軍が有する部隊に対して、我が方の軍は10万

(208) *Ibid.*, p. 39

(209) *Ibid.*, p. 60

人、要塞防衛部隊を入れて12万5,000人で十分に足りるのです⁽²¹⁰⁾。しかし27,000匹の軍馬を購入するドイツの予算書から見てドイツ軍は予備役を待たずにヴェルテンベルクとバイエルンの7個師団、8個師団、9個師団を動員して25万人になり、さらに増大していく。これらの兵をロレーヌ国境地帯に動員した場合、要塞群を防衛しなければならないので軍を集中することが出来ず、さらに不意をついて迂回してベルギーから侵入した場合にはフランスは防衛が不可能になるとジョレースは予見した。さらに国境から300キロメートルしか離れていない首都パリを防衛することの難しさをも説いている。

審議は翌日5月18日に持ち越され、ジョレースは演説を続ける。翌日の演説の最初に、ドイツ軍の大規模攻撃についての分析から始める。

「皆様方、昨日私は掩護の問題を分析し、不意をつく攻撃を明確にし、この点について我々が、議会が陸軍省から必要とされる正確さと明確さをしてもらいたいと望みます。しかし私が注意してほしいのは、議会に注目してほしいのは、言わせていただけるならば国民にとって掩護の問題に不意をつく攻撃の危険に集中するあまり、よりずうっと重大な問題とよりずうっと大きな危険を見逃すおそれがあるということです。皆様方、ドイツの考えを明らかにしたあらゆる証言と文書は、ドイツが不意をつく攻撃と呼ぶことだけでなく大規模攻撃を行おうとのぞんでいることが判明したことであります。このことはドイツの軍事理論家のあらゆる文書で明らかになっていると明言します。武装した国民という偉大な概念を拒み予備役の完全で総体的利用を拒むに従って、彼らが最も若年の予備役を緒戦から侵略の企てのために兵營の兵員に加える結合について研究をしています。皆様方、毎年の徴集兵総数によって我々に向かわせる140万、150万、160万の兵士を戦線に配置出来るようにするためには動員した兵營の総兵力により若い2年分の兵役同年次クラスを加えれば事足りるという言うことを思

(210) *Ibid.*, p. 60

い浮かべてください (極左と左翼のいくつかの議席からトレビアン、トレビアン^(210bis)の声)」。]

そしてドイツの軍事理論家であるファルケンハウゼン FARKENHAUSEN 将軍とベルンハルディ BERNHARDI 将軍がこれらの大量の軍隊による大規模攻撃を考えていると忠告する。

「しかし皆様方、ご用心ください。用兵戦術においての、ドイツの用兵戦術においてのドイツの関心事項が読み取れます。予備役兵が2つの形態で招集され用いられるまでは、ドイツの大機動作戦は行われません。一つの形態はすでに編成された大隊の人員をもっと増やすことで、第2は予備役のみで構成される大隊を構成することです。未だ3大隊で編成されていない連隊があり、最後の用兵作戦で、予備役兵は連隊の第3の大隊だけを構成します。機動作戦では未だ師団はなく少なくとも予備役兵からのみ編成される1旅団か2旅団が存在しています。新法では、軍備法ではドイツは兵営の総人員だけを増加させることしか目的としないとお考えでしょうか？ 毎年5万人多く兵士を入営させるために、10万人か12万人多く兵士を入営させるだけでドイツは軍備を增強できるとお考えでしょうか？ 違います。もっと持続的な形で訓練されたより多くの兵士を保有するためです。皆様方、こう言い表すことをお許しください。ドイツの法は効果的であります。なぜならばこの法は毎年6万人の訓練されない兵を保有し、訓練するからです。あなた方の法のようにレットルを変えただけではないのです (極左と左翼のいくつかの議席から拍手喝采)。ドイツは予備役に分類される兵士を徴兵するだけでなく、数か月を経たないうちに予備役兵は兵営を抜け出して3年目の入営兵に仕立て上げるのです。違います。ドイツは毎年いかなる軍事教育も受けていない5万人か6万人の兵士を徴兵し

(210^{bis}) *Ibid.*, pp. 74-75

で、教育するのです。しばらく前に言われたようにドイツ法を導いているのは即座に動員できる入営兵の総人員についての関心ばかりではありません。皆様方、ドイツ帝国議会の法案について報告した議員の報告をお読みください。エルツベルガー ERZBERGER 議員の報告をお読みになれば分かります⁽²¹¹⁾」。

こう指摘してレットルを変えたが実質が伴わないフランスの3年兵役法ではなく、内実を変えた練り上げられた新法をドイツは準備して、将来の10年間に不足する兵員を補うために6万の兵士を徴兵して59万人のより教育された兵士を準備したとして、近視眼的な3年兵役法の欠陥を指摘した。

「こうして彼らの法で念頭に置いたのは単に追加の10万人の兵營の兵士を当面手に入れようとしたことではなく、近い将来に一大紛争が起きた際に50万人多く教育された大量の兵員で行動できるように⁽²¹²⁾しました」といってドイツは迅速な攻撃の作戦を行う準備に配慮していると警告し、あまつさえベルンハルディはロシアの攻撃を予想してロレーヌを攻撃する軍とトリーアとルクセンブルクから方向転換して我々に向かってくる軍の2つの大規模軍を構想しているとして、あなた方の義務は大規模軍勢による攻撃に対して大規模軍勢による抵抗を組織することだとして彼は言う。

「そしてあなた方が組織されたドイツ軍の大規模軍勢の前にあなた方の兵營の人員を迅速に投入するだけでは十分ではなく、今日最前線の現役兵軍と呼ばれる軍勢を投入するだけでは十分ではありません。もし敵軍に圧倒されて持ちこたえられないようになりたくないならば、もしドイツが有する巨大で集中した2つの大規模軍にたいして一つの軍しか確保できないように追いつめられたくないのであれば、こうしたことを望まないのであれば、単にあなた方の兵營の総人員だけではなく、最前線のあなた方の軍

(211) *Ibid.*, pp. 77-78

(212) *Ibid.*, p. 78

だけではなく、最も若い4つの同年次兵役クラスだけではなく、この国の健全な軍勢総体を動員しなければなりません（極左と左翼のいくつかの議席から拍手喝采⁽²¹³⁾）。

こうのべて現役軍と予備役軍の全体を投入するべきであると主張した。これこそがジョレースが『新しい軍隊』として構想を練り上げた軍隊であり、そこでは現役兵と予備役兵の区別は廃止されるのである。

次にジョレースは後方陣地への兵力集中 Concentration en arrière について論じた。論敵が彼は戦略的三角地帯 triangle stratégique であるモレ Moret、モントロー Montereau やフォンテーヌブロー Fontainebleau あるいはモルヴァン Morvan の防衛に集中するあまり、後方陣地であるシャンパーニュやブルゴーニュ、北部諸県を放棄しようとしているとの批判に反論する。後方地を放棄しようとしたのは自分ではなく、身体麻痺で不幸にも夭折したジルベールであり、彼は予備役兵の重要性を理解しなかったと言う。

続けてフランス防衛の大規模軍 la masse de la Défensive française について論じる。

「私の本質的で必然的な結論は、ドイツの大量の軍による攻撃に対してフランスの大量の軍による防衛を組織することであります。あなた方が出来ないならば、私はあなた方に繰り返しますが、兵営の兵士だけでなく、あなた方が編入させるはずの、あるいはあなた方が現役軍の連隊に編入させると言った4つの同年兵役クラスだけではなく、最前線を編成するために最年長の7同年兵役クラスを用います⁽²¹⁴⁾」。

彼は軍の総員数において50万人から70万人優越するドイツ軍にいかに対処するべきかをここでも論じる。当然予備役兵の役割を強調するのであるが、

(213) *Ibid.*, p. 81

(214) *Ibid.*, p. 90

ここでは第1次バルカン戦争でブルガリア軍とセルビア軍においていかに大きな役割を果たしたかを例証することで議会を説得しようとした。ブルガリアの将軍に依ればブルガリアの予備役は40歳から45歳までと高齢であったが、予備役兵の割合は5分の4であり、セルビア軍にいたっては7分の6に及んだと指摘して議会を驚嘆させた。

もう一つの確実な模範は、1870年の独仏戦争においてプロイセン軍が1861年兵役法に従って2通りの大きな割合の予備役を持っていたことであるという。第1には現役軍連隊と呼ばれる連隊における予備役であり、半数近くを占めていたと言われる。第2は「郷土防衛軍 Landwehr」と呼ばれる民兵組織に近い軍隊であり、この戦争で動員された396大隊のうち現役軍と予備役軍の数がほぼ半数ずつの大隊は320大隊を占め、「郷土防衛軍」だけの大隊は大参謀本部の公式発表で52大隊であったが、これら的大隊は独仏戦争では大きな役割を果たしたとジョレースは指摘した。そして民主政治の共和政のフランスが、フランス革命時の国民総動員 levée en masse と武装した国民の編成が歴史的伝統をもつフランスが、帝政ドイツが臣民に信頼を置いて「郷土防衛軍」を編成させたのに、同じ役割を国民の独立を守るための戦争において国民に求められないことはあり得ないと主張した。

しかしジョレースは、政府が予備役兵だけの旅団を作るといった約束について3年兵役法が上程されて議論されるようになってから沈黙するようになったことを、またその頃から独仏国境の北部地方と北東部地方に作る予定であるといっていた攻撃機動戦にとっても防衛機動戦にとっても戦術的拠点となる要塞は、機動戦の障害になるとして建設しないと言い始めたことを責めた。さらに5万人の兵士を掩護部隊に追加すると政府は提案したが、兵営にいる5万人の徴集兵の5個師団を掩護部隊に編成すればドイツ軍の不意をついた攻撃で拡散を余儀なくされて5万人の予備役兵を動員しなければならず、人数的にまったく不十分で、50万か60万の不意をついた侵略軍に対して瞬く間に危機に陥ると指摘した。3年兵役法で増員する20万の兵士の輸送に加えて、より若い兵役同年次クラス20万人の予備役は10万人を徒歩と自転車

で移動させ、残りの10万人を鉄道で輸送するというが、近隣に被服廠と武器廠がなければ軍服を着て武装して出征する兵士に対して兵舎の準備は不十分であると言った。加えて10万人を動員日に一挙に輸送すれば、自宅から兵営へと予備役兵を運ぶ地方の支線が影響して幹線に渋滞と混乱が生じると言う。

軍隊の総定員についても全体の数ではなく1中隊140人とした政府案は、兵役期間はアプリアには決められず各軍隊の単位が必要とする数を満たすようとした軍部の要人レイナック議員の案に従えば、兵役期間は4年にも5年にも延長され、国民の負担は増すばかりであると批判する。そして「私たちが見たように（3年兵役法には——筆者注）あなた方の（政府の）軍の単位についての見解も、掩護部隊の見解も、不意をついた攻撃に対する用心についての見解も、防衛についての全体的再編についての見解も見あたらないのだから、国民に対し与えなければならない生きた兵力に対して行う恐ろしい負担の口実となる正確で強固ないかなる利用の理由も存在しません（同じ議席から新たな拍手喝采）。そしてあなた方はこの議論で私に強い印象を与えることが出来ましたか？ それはこの法の大きな危険性であり3年兵役法に強い警戒と国民の犠牲が向けられたことであります（極左といくつかの左翼からの激しい拍手喝采）。そして3年兵役法について語れば語るほどにあなた方の予備役の再編と青年の教育という必要な成果を考えなくなりました。皆様方、我が仲間と私は未来の指針が兵営の役立たずの時間を漸進的に制限して、フランス人大衆の軍事的にして市民的な教育のそれに対応した発展であることを確信しました（極左から拍手喝采）。18か月の兵役短縮に始まり青年の教育と予備役の再編を同時的かつ漸進的に発展させるこの対案をなぜ私があなた方に提案したのはこうした理由であります」と述べてベルギーが愛国的カトリック党や自由主義派、急進派と共に15か月兵役法を作り上げたことを、そしてドイツ帝国議会にはドイツ社会民主党の110名の議員が1年兵役法を提案し、ドイツ人民党と急進派は議会委員会に18か月に兵役を短縮する法案を提出したことを賞賛した。

最後にジョレースは結びとして次のように発言した。

「ああ、全体として素晴らしい理想と行動の論理を持っている共和主義者が、国民防衛の編成と平和の維持を提案していると言って良いでしょう。おお、共和主義者だけが責任があるとは未だ言っていませんが、共和主義者には責任があります。帝政の責任を共有すると寛大にも人は認めています。しかし違います。帝政のみに責任があるのです。帝政には二重に責任があるのです。犯罪から始まり、大惨事(1870年の敗戦——筆者注)で終焉しました(極左と左翼から激しい拍手喝采)。なぜならクーデタという裏切りの根を持ち、危機の時に裏切りの果実しか持つことが出来ませんでした。そして何によってフランスは帝政によって打ち負かされたかをあなた方は知っていますか? それはその深刻な曖昧さであります。帝政は明確に伝統ある党でもなく、民主政治と自由の党でもありませんでした。帝政は折衷的で不名誉な妥協であり、自分では認めない偽善的独裁でありました。内外の試練の時に帝政によって邪魔され、だめにされた勢力にも、伝統ある諸政党にも、抑圧され無視され中傷された勢力である自由と運動と進歩の諸政党にも助けを求めることは出来ませんでした。帝政はこの惨めな基本理念を持たない曖昧性のなかに引きずられ、正反対の方向に行き着いてしまいました(極左で拍手喝采)。これが、この曖昧さへの回帰が我々を脅かしています。あなた方は何としてでも職業的軍隊に完全に戻ってしまうことはできません。この技術的再編は、私が知らない国民から離れた職業的存在を少なくとも孤立した一握りの人々に委ねてしまいます。あなた方はこの存在を強固に作り上げてはなりません。その証拠に今からあなた方は疑いの気持ちでいっぱいになり、休暇と除隊と免除の要求が蛇のように気付かれないように砦の割れ目に忍び込みはじめます(極左と左翼のいくつかの議席から拍手喝采)。だからあなた方は自分のタイプの軍を完全には実現できません。こうした間にもあなた方は本当に民衆的である軍隊の必要な建設を怠っています。ここにこそ危険があるので

す。私がこの壇上から降りる前に密かに強調しておきたいもう一つのことがあります。法を正当化するための理由の根拠が虚弱であればあるほど、あなた方は国民に法を受け入れさせるためにトーンを高め、色彩を暗く見せ多分慎重を欠いた言葉を発しなければならなくなります。私たちは国民的軍隊の軍事力のため、祖国の防衛力のため、そして世界平和のために同時に努力しているという深い確信を抱いています。そのためにフランス共和国は協力するべきであります（極左といくつかの左翼で二重の万雷の拍手喝采）」。

ジョレースの懸命の 3 年兵役法に反対するこの議会史に残る演説にもかかわらず、最終的には 1913 年 7 月 16 日に代議院は 3 年兵役法案を可決し、元老院でも 8 月 7 日に可決される。

終章——結びとして

反戦平和を希求する運動に尽力したジョレースの生涯において、3 年兵役法反対運動は最も大きなテーマとなった。彼は単に兵役期間の延長に反対したのではなく、ヨーロッパと世界の平和を維持するための対案として「新しい軍隊」を構築することを提示した。その原点となったのが 1907 年には執筆を構想して 1911 年に刊行した『新しい軍隊』で明確な形で公表された彼が描き出した国民による軍隊の構想と計画であった。彼は議会に提案する 18 か条の法案のためにおよそ 670 頁もの解説と解題を執筆した。これは分量と規模において後にマチエとソブールによって編集された『フランス革命の社会主義的歴史』に次ぐ著作となった。この著書は彼の軍隊についての改革案にとどまらず、彼の社会主義思想の集大成となった、おそらくは彼の生涯で唯一の著作となったのである。

やがてヨーロッパを戦火でおおう第 1 次世界大戦を目前にし、世界大戦を阻止するためには世界的規模で労働者を組織していた第 2 インターナシヨナ

ルの反戦平和運動を持ってしても十分ではないと予知して、フランスに他国の侵略を行わず国民防衛のみを目標とする民主的で共和主義的な軍隊を建設することがどうしても必要であるとの結論に彼は至ったのであろう。おそらくはジョレースはこの『新しい軍隊』がフランスのブルジョア的共和政の軍隊であるばかりではなく、社会主義的共和政になったフランスの軍隊ともなるべきだと考えていたことは、この著作『新しい軍隊』の副題『フランスの社会主義的編成 *organisation socialiste de France*』からも著書の内容からも明白である。

彼はこの著書の中で国民防衛的戦争であるか侵略戦争であるかの識別の指標として国際的仲裁を受け入れるか否かを挙げており、国際連盟や国際連合が存在しなかった当時であってはハーグの常設仲裁裁判所 *Cour permanente d'arbitrage* の仲裁などの国際的仲裁を受け入れるか否かにかかっていると。彼が積極的に支持した国際的に両対戦国で同時に行われるケア・ハーディー・ヴァイアン決議案による反戦ゼネラル・ストライキの目標を、ハーグ常設仲裁裁判所の仲裁をもとめることにおいていた。ニコライ二世のロシア政府の提案に基づき開催された1899年のハーグ国際会議で設置が決定されたことから多くの社会主義者の嘲笑と批判とを招いたが、国際連盟も国際連合もなかったこの時代において、ジョレースをはじめとした第2国際ショナル執行部は戦争阻止のための最後の手段として評価した、もしくは評価せざるを得なかったのであった。

ヨーロッパ的規模での大戦争に発展する事件に直面していた第1次世界大戦前夜のヨーロッパにおいては、戦争を回避する手段は極めて限定されており、当時のヨーロッパの列強はフリーハンドと言って良い軍備拡張と植民地拡大とポーランドやアイルランド、チェコスロヴァキアなどの少数民族への支配を行っていた。第1次世界大戦を経て「ウィルソンとレーニン」によって、すなわち国際連盟の成立とロシア革命によってはじめてこれら列強の専横的世界支配への抑止的要因が生まれて、ポーランドやチェコスロヴァキア、ユーゴスラヴィアなどの諸国が独立し、軍備縮小をめざす国際連盟も誕

生した。にもかかわらず世界はもう 1 度の世界大戦を経験することになる。この第 1 次世界大戦前夜の世界平和にとって困難な時代において、第 2 インターナショナルを主軸とする反戦平和運動が有する戦争阻止の手段は極めて限定されていたというのが正直な見方であるだろう。

そして彼らが終局的にたどり着いた戦争阻止の手段は、ケア・ハーディー・ヴァイアン決議案による交戦国同士の労働者が同時的に軍事産業部門のゼネラル・ストライキを行い国際的仲裁をもとめる案であるが、この案でさえドイツ社会民主党 SPD の反対にあい、第 2 インターナショナル大会では第 1 次世界大戦前に採択されることはなかった。

これに加えてジョレースは軍隊の民主的改革を構想して、『新しい軍隊』を公表した。彼がこの著書で提案した 18 か条の提案もフランスの代議院で否決され日の目を見ることはなかった。その後ジョレースたちのフランス社会党 SFIO は軍隊の民主的改革を対置して 3 年兵役法反対運動に取り組んだ。しかし 3 年兵役法は議会を通過し、1914 年総選挙でのフランス社会党 SFIO の勝利にもかかわらず 3 年兵役法は撤回されることなく、ヨーロッパでの軍事的緊張はたかまり、ヨーロッパは世界大戦へと突入する。こうして第 2 インターナショナルを中核とした反戦平和運動は敗北の途をたどった。

ジョレースは 3 年兵役法案にたいする対案として『新しい軍隊』を書き上げたのではなかったことはすでに述べた。彼は反戦平和運動によってだけでは、ヨーロッパと世界の平和を守ることが出来ないと考えた。他国を侵略しない国民防衛のためだけに専念する軍隊をフランスに創設しなければならないと考えた。国民防衛が重要であるとした反対の極の前提には、軍事的に強大な国による侵略戦争があることが前提とされる。それは間違いなくドイツが前提とされていた。ドイツの文化と文学を愛し、ドイツ政府の軍国主義政策と闘っていたドイツ社会民主党 SPD に信頼を寄せていた彼にとっては、ドイツ政府と軍部が侵略戦争を行うという前提を彼が受け入れることは苦渋の選択であったことは想像にあまりあるが、ドイツの政府ならびに軍部とドイツ国民・労働者階級とは分けて考えなければならなかった。政治家として

のジョレースは、国際政治の現実を現実主義者の目で認識しなければならなかったであろう。そして根本的にフランスの軍隊制度を改革して国民防衛のみを目指す軍隊を創設しなければ、フランスを共和主義的に民主的にそして社会主義的に改編できないと考えた。また同時に彼はドイツなどのヨーロッパ諸国での軍隊の改革にも期待を寄せた。

フランスの制度が共和政であり民主的であっても、資本家階級=ブルジョアジーが支配するフランス政治は対外的には国外市場を確保するために植民地分割の争いに関与しており、モロッコをめぐる2回の国際的緊張と対立などを生み出した当事者でもあった。ジョレースは間違いなくフランスの植民地経営を推進する政治勢力の危険性を認識し、彼らと議会や議会外で闘ったが、おそらく彼が「左翼ブロック」で提携した急進党と、元社会党に属していた政治家たちの共和主義的民主的政権に一定の信頼を置いていたように思える。彼は「左翼ブロック」時代にはコンブ内閣の反教権的政教分離政策を支持し、クレマンソーやブリアンの労働運動に対する強権的弾圧政策とポワンカレの対独強硬政策とは対決したが、ヴィヴィア二首相の平和主義的外交政策にはいくぶんかの信頼を寄せていた。

しかし平和の維持のための国民的で民主的な軍隊の組織化は侵略戦争に直面して、自らの戦争が国民防衛のための戦争を戦うのであることを証明するためには国際的仲裁を受け入れることを試金石にしたことは、この軍隊が侵略戦争を行わないフランスの側が主張したとしても、侵略戦争に対してそれに対抗しての戦争を行う場合に確実に防衛戦争であるとの証明を国際的仲裁の受け入れによって証明することがなければならなかったのは、ジョレースが当時のフランス政府の意図に疑念を抱いていた証明でもある。第1次世界大戦までのフランスの外交は大統領と外務大臣、外交問題に関心を持った首相など限定された権力者しか関わりを持たず、議会のコントロールをほとんど受けていなかった。秘密外交の手厳しい批判者であったジョレースは、仏露同盟を締結した際の秘密外交や冒険的植民地進出や帝国主義的戦争に対して、議会でフランスの外交政策を厳しく批判した。2度にわたるモロッコ

事件を引き起こした際に、フランス政府がモロッコの保護国化をすすめていたことや、侵略的なロシア政府との同盟関係によってロシアの侵略的戦争に追従する危険性をジョレースは繰り返し指摘してきたのであった。

しかしギュスターヴ・エルヴェのように資本主義国家の労働者階級による国民防衛を全面的に否定する意見には、第 2 インターナショナル指導部と同様に賛成しなかった。ジョレースと第 2 インターナショナルの指導者は普通選挙制度の導入によって祖国の枠内で労働者階級は成長して、普通選挙を勝ちとり、政治権力を奪取できる可能性がうまれたという理由から、祖国は労働者も共有する祖国になったと考えた。

ジョレースは祖国が侵略された場合には、労働者は祖国を防衛しなければならないとする。ただし祖国が他国を侵略して戦争を引き起こした場合は、自国の政府であっても抵抗するとした姿勢を明確にしている。戦争の勃発に際してはゼネラル・ストライキと、場合によれば国際的に同時に行われる騒擾や蜂起によって戦争を阻止する行動まで考えた。最終的に第 2 インターナショナル・シュトゥットガルト大会では国際的仲裁をもとめながら「常備軍制度に置き換えられる民兵制度という民主的組織の中に、侵略戦争を不可能にさせ、諸国の対立を消滅させるのを助ける現実的保障を見出す」。「もし戦争が差し迫るならば関係諸国の労働者階級の義務は、行動と協力関係の利点を持つ国際事務局の協力を得た彼らの議会代表の義務は、最も適切であると彼らが思うあらゆる手段で、階級闘争の深刻さと全般的政治情勢に従ってかわるであろう手段で戦争を阻止することである。しかし戦争が起きた場合はすぐさま中断させるために介入し、戦争が生み出した経済的・政治的危機を彼らのすべての力で人民階級の最深部まで扇動し資本家支配の没落を促進するために利用することである」とする決議が採択された。⁽²¹⁵⁾

(215) 拙稿「社会主義インターナショナル・シュトゥットガルト大会（1907年）とフランス社会党第 3 回リモージュ Limoges 大会（1906年）・第 4 回ナンシー大会（1907年）の歴史的考察（2・完）——第 1 次世界大戦前夜の反戦平和問題とジャン・ジョレース——」（国学院法學第 55 卷、第 2 号、2017 年）参照。

第2 インターナショナル・コペンハーゲン大会では「戦争を予防し阻止するためのすべての手段の中で、大会は特に有効であるのはとりわけ戦争に諸手段を提供する産業における労働者のゼネラル・ストライキ（武器、弾薬、交通その他）とともに最も積極的な形態の民衆の実力行使と行動である」とするジョレースが懸命に支持した「ケア・ハーディー・ヴァイアン決議案」は採択にいたらずに、次回のウィーン大会で審議して採決することに決められていた。そして第1次世界大戦の開戦によってウィーン大会は「幻の大会 *congrès manqué*」⁽²¹⁶⁾ になった。

これらの戦争を阻止するための決議を第2 インターナショナルで採択させるために死力を尽くしたジョレースは、第2 インターナショナルを通じた活動で世界的な大戦争を抑止できると考えていたのであろうか。拙稿「第1次世界大戦開戦前夜：1914年7月のジャン・ジョレースの最期の闘争：サライエヴォ事件からジャン・ジョレースの暗殺まで」⁽²¹⁷⁾ で筆者が明らかにしたように、ジョレースは世界大戦阻止の希望を最後まで捨てていなかった。しかし1914年7月の時点で世界大戦がもはや阻止できない段階に入っていたことを彼はかなり理解していたと考えられる。世界大戦を防ぎようがなくなった段階では、彼が構想した『新しい軍隊』で侵略戦争に対して国民防衛だけを目的とした防衛的戦争をフランスが行わなければならない状況を彼は予知していたのであろう。

その際に侵略戦争か防衛戦争かの区別は国際的仲裁を受け入れるか否かによって判別すると彼は言っていた。

しかし第1次世界大戦の開戦に際してハーグの常設仲裁裁判所のような第

(216) 拙稿「1910年の社会主義インターナショナル第8回コペンハーゲン大会とフランス社会党第5回トゥルーズ大会（1908年）、第6回サン・テティエンヌ大会（1909年）、第7回ニーム大会（1910年）の歴史的考察（2・完）」（国学院法学第55巻、第4号、2018年）参照。

(217) 拙稿「第1次世界大戦開戦前夜：1914年7月のジャン・ジョレースの最期の闘争：サライエヴォ事件からジャン・ジョレースの暗殺まで」（国学院法政論叢39輯、2018年）参照。

3 者の国際機関は仲裁を試みることはなかった。最後には交戦国の一つとなり、当事者に近かったイギリスによる仲裁にジョレースは最後に期待をかけたのであったが、イギリスは断念する。ジョレースの期待を裏切って第 1 次世界大戦は勃発したのであるが、ドイツによる戦争の開始は『新しい軍隊』で予想したように「不意をつく」攻撃ではなかった（彼は 1913 年 6 月 17・18 日の 3 年兵役法に反対する演説ではこの予想を多少修正している）が、緒戦においてジョッフルの徹底的攻撃戦の失敗によって多くの兵士を失うという不幸な結果になったフランスは、ジョレースが予想したとおりに「予備役兵」の大量動員に頼らなければならなくなるのである。そしてまた彼が予想したとおり極めて多数の犠牲者を出す「長期戦」・「物量戦」になった。

『新しい軍隊』では戦争を抑止する軍隊を構想した。この『新しい軍隊』で、独仏国境地帯に掩護部隊を大量に展開させることによってドイツの侵略戦争を抑止できる可能性があるとは彼は考えた。にもかかわらず戦争が勃発した場合には、フランス国内での軍隊と兵役制度の改革を抜本的に行うことなしには国民防衛を十分に行えないともジョレースが考えていた。『新しい軍隊』を読む限りでは大量の予備役部隊にから構成される独仏国境に展開する掩護部隊によってドイツの攻撃を抑止する効果を期待していたが、現実にはドイツからの攻撃が行われる蓋然性は高いとも考えていたようである。

徴兵制度に基づく軍隊制度について語ることは極めて陰鬱な作業である。しかしジョレースはあえてこのテーマを正面から扱った『新しい軍隊』を書き上げて刊行した。たといスイスにおいて実例があるとはいえ、徴兵以前の少年と青年に軍事教育を与えるという提案は、今日の先進国の人々を愉快にはさせない。『新しい軍隊』でのジョレースの提案は、第 1 次世界大戦前夜のヨーロッパ諸国の状況を考慮に入れなければ理解しがたい点が多々ある。差し迫る戦争という現実直面していた第 1 次世界大戦前夜のフランスやベルギーの国民の状況は、今日では想像をすることがむづかしい。1914 年 7 月 29 日にブリュッセルのシルク・ロワイヤルでの大集会でおこなったジョレースの最期の演説にたいして、差し迫った戦争を恐れていたブリュッセルの市

民が最後の戦争阻止の期待を抱いてどれほど熱狂したかを想起しよう。

今日徴兵制度はフランスを含めて多くのヨーロッパ諸国で廃止されている。徴兵制度は国民に多くの負担を求め、青年を一定時期入営させることは労働力の不足を招いて経済的損失を国民経済に与える。しかし第1次世界大戦前夜においてアメリカ合衆国やイギリスを除いた主要な大国において徴兵制度の廃止は極めて困難であった。第1次世界大戦が始まるとイギリスでは1916年にアメリカでは1917年に徴兵法が制定される。ジョレースは北欧のいくつかの政党が提案した完全な非武装はドイツの脅威に直面したフランス国民に受け入れさせることは不可能であり、非現実的であると考えたのであろう。そこでスイスの民兵制度のように入営期間を短縮して、その代わりに青少年に徴兵以前の軍事教育と、入営後の兵役期間中の国民に対し事後の軍事教練を行う制度を実現しようとした。たとい軍隊が民主的で共和主義的であってもローザ・ルクセンブルクが危惧したように軍隊は市民社会の「公共圏」に軍国主義の影を落として、権威主義や絶対的上下の服従関係の価値体系を蔓延させることはないと言い切れないのである。それでもあえてジョレースが『新しい軍隊』を公刊したのは当時の時代状況を把握することなしには理解し得ないであろう。第1次世界大戦が始まるとレヴィー・ブリュールの序文に示されたとおりの『新しい軍隊』は「予言的洞察力 *clairvoyance prophétique*」⁽²¹⁸⁾の書として読まれ、「前書き *Avertissement*」に書かれているように、「国民防衛と国際平和 *La Défense Nationale et la Paix Internationale*」⁽²¹⁹⁾と題されるべきであると記されている。その後時代状況によって評者によってこの著書はいくとおりの読まれ方をしてきた。もちろん軍事的著作としてばかりではなく、ジョレースの社会主義思想全体を示した著書としても評価されてきた。

ジョレースの3年兵役法に反対した運動は、最終的には3年兵役法案の代

(218) *Préface de LÉVY-BRUHL, à JAURÈS, Jean ; L'Armée nouvelle*. Paris. L'Humanité. 1915. p. v

(219) *Ibid.*, p. viii

議院での採択によって敗北におわった。

しかしこの反対運動を通して示された問題と課題は、ジョレースが公刊した『新しい軍隊』と同じように、市民社会と国民のとしての軍隊のあり方と関係という現在にいたるまでの人類にとっての永遠のテーマを提起している。いくつかの国で後戻りの動向が見られるとはいえ、多くの先進国で義務的兵役制度が廃止され、当事国の法文に書かれているが実施されない国を含めれば圧倒的多数を占めている。しかし職業的軍隊が義務兵役の軍隊に代わっただけであって、軍隊が存在しない国は他国の軍事力に依存したり、常備軍は存在しないが非常時の兵員招集がある極小の国家を含めても極めて稀である。他方で志願制の職業的軍隊が大勢を占めるようになれば、逆に国民による民主的な軍隊のコントロールはよりむつかしくなっている。また高度の科学技術が兵器と軍隊組織に導入されることで、専門的技術者のみが管理統御可能な組織に軍事組織が変貌して、国民の手から離れていく可能性は大きい。

今日の視点から見ていくつかの問題点を内包していたとしても、『新しい軍隊』で提案された軍隊の民主的改革の提案は今なお多くの問題を提起している。スイスの制度を含めて軍隊を民主的で国民に根ざした制度に改編することは可能であるのか、軍隊と民主主義が両立しうるかという問題に最初に行き着くであろう。他方で軍隊が戦争の原因になっているのか戦争を抑止する役割を果たしているのかも容易に解答を出せないむつかしい人類の大命題である。『新しい軍隊』は第 1 世界大戦前夜のヨーロッパで戦争を阻止する手段として構想された軍隊の民主的改革案であるゆえに時代的限界性を持っているかも知れないが、また未だ持って人類の永遠の課題である国家が専有する軍隊と軍事力の問題を取り扱っているがゆえに今日的な問題性を有しているのである。

反戦平和のために命を捧げたジョレースがたとい侵略を目的としない軍隊制度であっても、『新しい軍隊』の創設を提案したことも、繰り返しになるが時代状況を考慮することなしには想定しがたい事柄である。これまでジョ

レースを研究してきた過程で最大のむつかしい問題であったし、今後も省察に値する問題であることを最後に記してこの論文の結びとしたい。 (了)